

【資料3】 事業者排出量削減指針等の改正

平成27年7月9日（木）
京都社会福祉会館



京都市

改正概要

「事業者排出量削減指針」
「事業者排出量削減計画書等の様式を定める要綱」

★何が変わったか・・・

三ふっ化窒素 (NF₃) の追加 と 温暖化係数の変更

★提出書類の変更点は・・・

計画書，報告書の一部が**新様式**となる。

- ・内訳書＋別紙（第4号様式）
- ・自己チェックツール

★対象となる特定事業者様は・・・

「平成27年6月2日以降に(変更)計画書を提出される」場合は要注意！